

禁漁パトロールに参加しています。

埼玉県及び群馬県で公布された漁業調整規則（以下「調整規則」）では、アユは1月1日～5月31日、サケは通年禁漁期間となっており、また、利根大堰の上流160m及び下流200m区間が禁漁区域（通年、全ての魚種の釣りが禁止）と規定されています。そして、調整規則に違反して釣った場合は、6ヶ月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金、又は両方が科されることが規定されています。

しかし、このような制限や罰則が設けられているにもかかわらず、近年、利根川及び利根大堰周辺では禁漁期間中のアユやサケを対象とする釣りが増加しているため「アユ禁漁パトロール（以下「禁漁パトロール」）」が地元漁業協同組合関係者により実施されています。

禁漁パトロール隊は、漁場を管理する地元の漁業協同組合関係者で構成する埼玉県共第8号第五種共同漁業権者（埼玉中央漁業協同組合、児玉郡市漁業協同組合、埼玉県北部漁業協同組合、烏川漁業協同組合、東毛漁業協同組合）（以下「8号委員会」）のメンバーで編成され、それに利根導水総合事業所からも加わるといって実施しています。

パトロール場所は、釣り人の多い利根大堰（埼玉県行田市大字須加船川）下流～昭和橋（国道122号線埼玉県羽生市大字上新郷）までの約3kmの河川敷を埼玉県側から群馬県側へと順に見て回ります。うっそうと茂った草を押しつけて、釣り人のいるところまで行って、状況を確認したり、遠方から望遠鏡で遊漁券を持っているか、禁漁となっている魚を釣っていないか等を監視します。もし、遊漁券を持たないで釣りをしている人がいれば、その場で遊漁券の販売も行います。パトロール中になじみの釣り人と「先週はダメだったけど、今日はいいね」などと世間話を交わしながらの巡視です。



望遠鏡で遠方から監視します。



その場で遊漁券の販売もします。

今後も、利根大堰の施設管理者として、利根大堰の魚道を多くの魚が上り、利根川が多くの魚が棲める川となるよう禁漁パトロールに参加するとともに、利根大堰上近隣での釣りは非常に危険なので、釣り人の安全確保のため利根大堰上流160m・下流200mの禁漁区域が設定されていることの周知に努めるなど、引き続き8号委員会の皆様とタイアップして活動して参ります。